

役員報酬規則

(平成 24 年 3 月 27 日制定)

(平成 27 年 3 月 12 日改正)

(平成 28 年 3 月 11 日改正)

(総則)

第1条 公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」という。）定款第37条第1項における報酬の支給については、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。

(報酬の支給)

第3条 本協会は、常勤役員の職務執行の対価として役員報酬を支給することができる。

(役員報酬の種類)

第4条 役員報酬は、俸給、地域手当、通勤手当、期末特別手当及び退職慰労金とする。

2 退職慰労金の支給規則は別に定める。

(役員報酬の支給定日)

第5条 役員報酬（期末特別手当及び退職慰労金を除く。）の支給定日は毎月17日とする。ただし、その日が休日のときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日とする。

(俸給月額)

第6条 常勤役員の俸給月額は次のとおりとする。

理事長	804,000 円
専務理事	603,000 円
常務理事	603,000 円

(地域手当)

第7条 地域手当は、本協会の職員給与規程（平成24年1月4日制定。以下「職員給与規程」という。）

第13条の規定に準じて支給する。

2 常勤役員に支給する地域手当の月額、俸給の月額に100分の20を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第8条 通勤手当の支給は、職員給与規程第19条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の月額は、職員給与規程第19条第2項及び第3項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の例に準じて取り扱うものとする。

(期末特別手当)

第9条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対し、そのつど別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職、又は死亡した常勤役員についても同様とする。

2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては退職し、又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき俸給月額及び地域手当の月額並びに俸給月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給月額及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額、別表1の支給割合を乗じて得た額を基礎として、基準日以前6ヶ月以内の期間における在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6ヶ月・・・・・・・・・・100分の100

(2) 5ヶ月以上6ヶ月未満・・・・100分の80

(3) 3 ヶ月以上5 ヶ月未満・・・100 分の 60

(4) 3 ヶ月未満・・・・・・・・・・100 分の 30

3 期末特別手当の一時差止処分等の取扱いについては、一般職の職員の給与に関する法律第 19 条の 5 第 3 号及び第 4 号並びに同法第 19 条の 6 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。この場合において、「各庁の長」とあるのは「理事長」、「期末手当」とあるのは「期末特別手当」と読み替えるものとする。

(月の中途で就任又は退任した場合の取扱い)

第 10 条 月の初日以外の日において新たに就任した常勤役員に就任当月分の役員報酬（通勤手当、期末特別手当及び退職慰労金を除く。以下同じ。）を支給する場合は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

2 月の末日以外の日において退職した常勤役員に対する退職当月分の役員報酬を支給する場合は、前項の規定を準用する。ただし、死亡した者に対する死亡当月の役員報酬は、当月分の役員報酬月額的全額を支給する。

(端数処理)

第 11 条 この規程の定めによって算出した金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第 12 条 役員報酬の支給に関し、この規則に定めのないものは、国家公務員の給与の支給の例による。

(改廃)

第 13 条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別表 1 期末特別手当の支給割合

6 月期	100 分の 150
12 月期	100 分の 165

付 則

1. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 財団法人日本国際教育支援協会役員給与規程（昭和 47 年 3 月 16 日制定）は廃止する。

付 則

1. この規則は、平成 27 年 3 月 12 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
2. 第 7 条第 2 項の定めに関わらず、平成 30 年 3 月 31 日までの間に適用する地域手当の月額額は、人事院規則において定める割合に準じて得た額とする。
3. 第 9 条第 2 項の定めに関わらず、平成 26 年 12 月期に適用する期末特別手当の支給割合は、100 分の 170 とする。

付 則

1. この規則は、平成 28 年 3 月 11 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
2. 第 9 条第 2 項の定めに関わらず、平成 27 年 12 月期に適用する期末特別手当の支給割合は、100 分 167.5 とする。